

宅地防災対策の支援制度を拡充！

宅地のかさ上げや擁壁などの復旧工事に係る費用を助成します！完了した工事も対象となります。

概要

東日本大震災の地震や津波により、被災した宅地の復旧を図るため、今年2月に市独自の宅地かさ上げ支援制度を創設しました。

10月から、新たに宅地のかさ上げに伴う擁壁や高基礎、曳き家・揚げ家、擁壁等の復旧工事についても、支援を拡充・新設します。

なお、復旧工事をすでに完了している方も対象となります。

支援内容

1. 防災対策工事

◆ 対象者

東日本大震災の津波や地震被害により半壊以上の判定を受け、住宅の再建の為に所有者自らが、下記の工事を実施する方。なお、当該工事を実施済みの場合も対象となります。

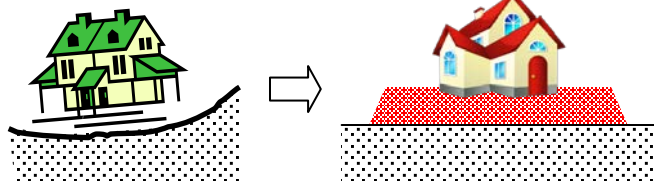
◆ 対象宅地

個人が所有する市内の居住の用に供する建築物（併用住宅も可）がある一団の土地で、東日本大震災で被災した宅地が対象です。従って、営利を目的とする貸家、アパートなどの不動産事業用の宅地や、非住家の再建等のための宅地は対象外となります。

◆ 対象工事・助成内容

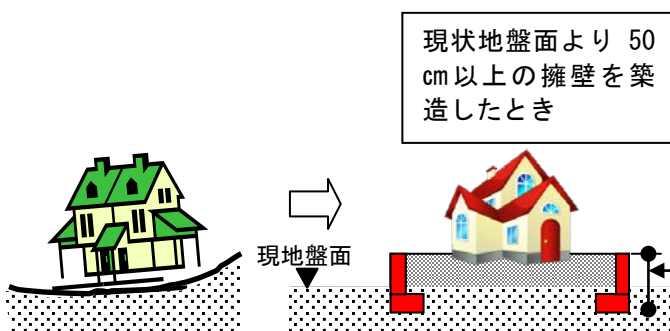
(1) かさ上げ工事

盛土及び整地工事をしたとき、対象経費の2分の1の額（上限20万円）を助成します。



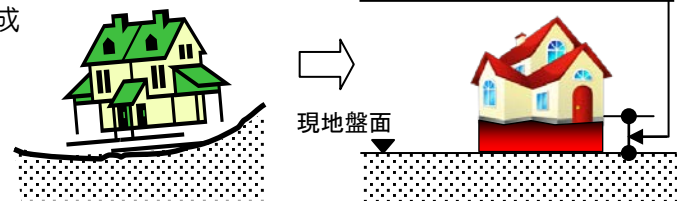
(2) かさ上げに伴う擁壁工事【拡充】

かさ上げと同時に行う、地盤面から50cm以上の高さの擁壁を築造したとき、対象経費の2分の1の額（上限100万円）を助成します。



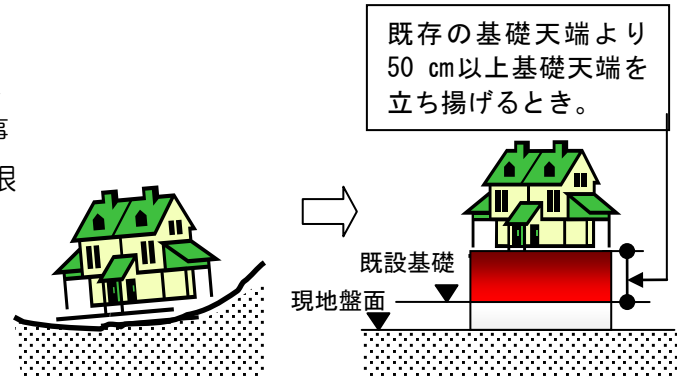
(3) 高基礎工事【拡充】

住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より50 cm以上の高さの基礎を築造したとき、対象経費の2分の1の額（上限100万円）を助成します。



(4) 曳き家又は、揚げ家工事【拡充】

既存の一番低い基礎天端より、50 cm以上基礎天端を立ち上げる曳き家又は揚げ家工事をしたとき、対象経費の2分の1の額（上限300万円）を助成します。



2. 被災宅地復旧工事（擁壁など）【新設】

◆ 対象者

東日本大震災により被災した宅地の所有者や管理者、又はこれらの方々の親族の方（管理者、親族の方については、土地所有者から復旧工事の施工について承諾を得る必要があります。）なお、当該工事を実施済みの場合も対象となります。

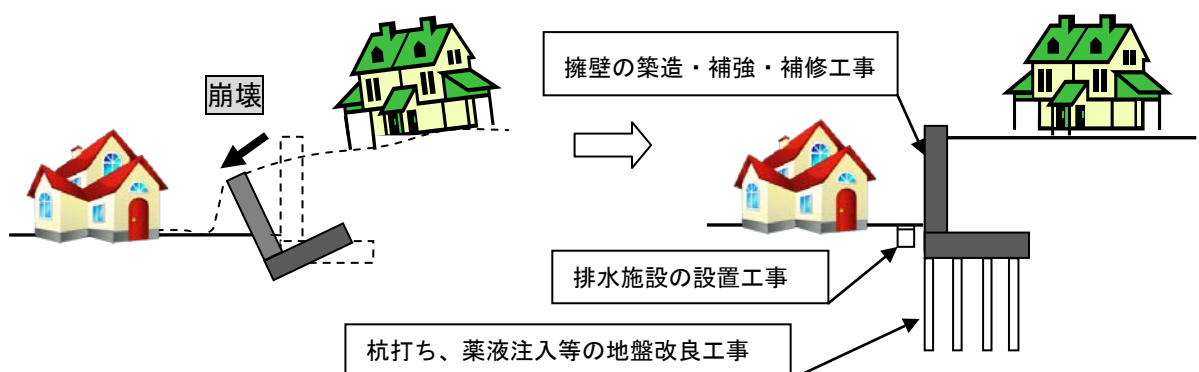
◆ 対象宅地

個人が所有する市内の居住の用に供する建築物（併用住宅も可）がある一団の土地で、東日本大震災で被災した宅地が対象です。

◆ 対象工事・助成内容

次のいずれかの復旧工事等を行った場合に、対象経費の2分の1の額（上限150万円）を助成します。

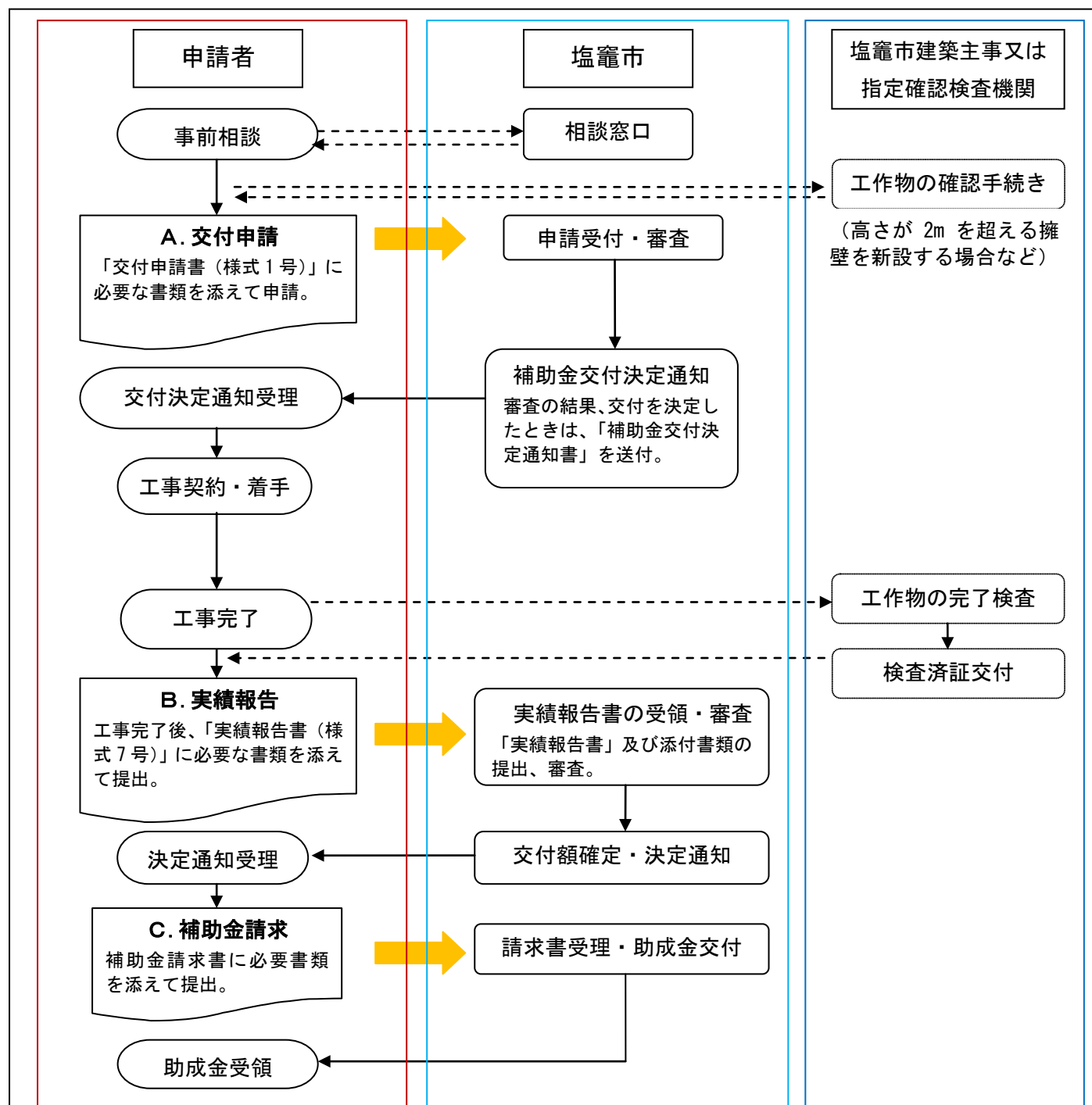
- (1) のり面保護工事（地盤面から高さが2mを超えるもの）
- (2) 排水施設の設置工事
- (3) 擁壁の地盤の補強及び整地工事
- (4) 擁壁の設置又は補修若しくは補強工事（地盤面から50 cm以上のもの）及び既設擁壁の除却工事
- (5) 地盤調査及び設計調査 など



◆ 対象とならない復旧工事

- (1) 貸家やアパートなどの不動産事業用（営利目的）の宅地の復旧工事
- (2) 空き家の宅地の復旧工事
- (3) 非住宅（事務所や工場、倉庫等）用地の宅地の復旧工事
- (4) 応急復旧工事（例、ブルーシート掛け、土のう積みなど）
- (5) 塀、フェンス、植栽、車庫、階段、家に付随する給排水施設工事
- (6) 技術基準を満たさない擁壁の復旧工事（補強工事により技術基準を満たすときは対象となります。）
- (7) 建物の基礎及び建物を支える部分の改良等工事（建物のジャッキアップや地盤改良工事）など

補助金の手続きの流れ



※ 交付決定通知書の受領した後に、対象事業を変更する場合は、変更承認の手続が必要です。

※ 工事を廃止又は、中止する場合は、廃止（中止）の承認を受ける必要があります。

事務手続きについて

(※は、市役所で用意している書類です)

「A. 交付申請」に必要な書類

- ① 交付申請書(様式第1号)※、② 工事の見積書又は契約書の写し(工事の内訳が記載されたもの)
- ③ 防災証明書の写し(防災対策工事に限る)、④ 位置図、⑤ 不動産登記法第14条地図(公図)、⑥ 印鑑登録証明書、⑦ 土地の全部事項証明書(土地登記簿謄本)、⑧ 市税納付状況確認同意書※、又は、市税の滞納がないことの証明書
- ★ ⑥、⑦は、3か月以内に発行されたもの。⑧は30日以内に発行されたもの。
- ★ 代理人が申請するときは、委任状(委任者の印鑑登録証明書添付)が必要です。

■ 各工事に必要な書類

○ 高基礎工事

建物の平面図、立面図、基礎伏せ図、矩計図 など

○ 曳き家・揚げ家工事

当該建物の全部事項証明書(建物登記簿謄本)、又は固定資産評価証明書、平面図、立面図、基礎伏せ図、矩計図 など

○ 擁壁の築造工事

被災した状況がわかる資料、擁壁の平面図、詳細図、構造計算書又は、国、県の標準図の写し、又は国土交通大臣認定の擁壁を使用するときは、その認定書の写し、パンフレット、断面詳細図。2mを超える擁壁を築造するときは工作物の確認済証の写し、その他工種ごとの図面 など

○ 擁壁の補強工事

被災した状況がわかる資料、擁壁平面図、詳細図、構造計算書、土木技術指針の写し など

「B. 実績報告」に必要な書類

- ① 実績報告書(様式第7号)※、② 工事の請求書と領収書の写し(工事の内訳が記載されたもの)
- ③ 施工中の工事写真、④ 完了後の工事写真、⑤ 2mを超える擁壁を築造したときは完了検査済証。

「C. 補助金請求」に必要な書類

- ① 補助金請求書※、② 振込先銀行の通帳のコピー

★ 工事がすでに完了している場合は、別途下記相談窓口にご相談ください。

■ 詳しくは、下記の相談窓口までお問い合わせください。

■ 期 間

- 防災対策工事(かさ上げ、かさ上げに伴う擁壁、高基礎、曳き家・揚げ家)

平成24年 2月1日～平成30年3月31日

- 被災宅地復旧工事(擁壁など)

平成24年10月1日～平成26年3月31日

■ 相談窓口 塩竈市役所 東側分庁舎1階 平日の午前9時～午後4時

■ 問 合 先 宅地防災対策支援受付窓口(塩竈市建設部都市計画課・定住促進課)

電話 364-1111(代表) 内線391